

規約

2004.09.21 版

第1条 (名称)

本会の名称を以下の通りに定める.

日本語名称: OSGi ユーザフォーラム Japan (読み: オーエスジーアイユーザフォーラムジャパン)

英語名称: OSGi Users' Forum Japan

第2条 (目的)

OSGi (Open Service Gateway Initiative) は, 標準化団体である OSGi Alliance (www.osgi.org) が規定している, Java 言語を用いたソフトウェアコンポーネント化技術の仕様である.

本会は, 日本における OSGi 仕様の利用を推進し, その結果としてソフトウェアの相互利用性, ソフトウェア開発効率の向上を目指し, OSGi に関連する情報の共有, および相互接続実験による OSGi 技術の検証を行うことを目的とする.

本会は非営利団体とする.

第3条 (活動内容)

本会は前項の目的を達成するために以下の活動を行う.

- ・ ワークショップ開催による OSGi の技術/適用事例についての情報交換
- ・ 相互接続実験結果の概要報告 (ただし, 相互接続実験は実験参加メンバーによって個別に共同実験契約を締結して行うものであり, 本会は実験には関与しない.)
- ・ OSGi 活動に関する意見の集約

第4条 (会員)

本会は, 本会の趣旨に賛同し入会申込書を提出した会員により構成する.

会員の種別は特に設けない.

第5条 (入会)

本会に入会しようとするものは、入会申込書による所定の手続きをもって入会できる。

第6条（会費）

本会の入会および活動においては、会員資格を維持するための会費は必要としない。
ただし、上記ワークショップの開催において発生する経費を参加者により負担するため、開催の都度参加費等を徴収する。

第7条（退会）

本会を退会しようとする者は、事前に書面をもってその旨を役員会に届け出なければならない。

第8条（重要事項に関する会員決議）

次の事項は、全会員の投票により決定する。

- ・ 本規約の変更
- ・ 本会の解散

役員会は、決議の2週間以上前に、各会員に対して、議案、投票期間および投票手段を通知する。当該通知は、電子メール、Web その他の電子的手段を用いることができる。

会員の投票は、役員会が上記通知において指定する方法によるものとし、当該方法には、電子メール、Web への書き込みその他の電子的手段を指定することができるものとする。

役員会は、適宜、相当な手段により投票者の身元確認を行う。

役員会が適正と判断する投票数が全会員の過半数となった場合に本条の投票は有効に成立し、有効投票数の3分の2以上の多数をもって決議するものとする。

役員会は、担当者を決め、投票期間満了から6ヶ月間、投票の電子メール、ログ等の記録を保管させるものとし、保管期間中に会員から要求があった場合は、当該記録を開示しなければならない。

第9条（会長）

本会には、本会を代表する会長1名を置く。

会長の任期は2年とし、会長任期が満了した際もしくは任期中に退任する場合、新会

長の選出は、選挙によって行われる。ただし、任期満了の場合、再任を可能とする。
初回の会長は、本会設立時に発起人会社により構成される準備会において選出される。

第10条（幹事）

本会には次の幹事を置き、幹事を構成員とする幹事会を構成する。

幹事は、会員である法人または団体の構成員の中から選出するものとする。

幹事の定員は、最小数 6 名、最大数 8 名とし、常に最小数を満たしていなければならない。

初回の幹事は、本会設立時に発起人会社により構成される準備会において選出される。

幹事の任期は 2 年とし、幹事任期が満了した際の新幹事の選出は、会員による選挙により行う。ただし、再任を可能とする。

幹事が任期中に退任する場合、後任の幹事を役員会により選出する。

幹事の定員が最小数の 6 名を満たしているが最大数の 8 名に満たない場合、役員会の決定により残りの幹事を選出する事が出来る。

第11条（役員会）

役員会は、会長および幹事により構成され、次の事項を決定するため、必要に応じて随時開催する。

- ・ 幹事の選出（幹事の定数が 6 名を満たしているが 8 名に満たない場合）
- ・ その他必要と決めた項目

役員会の定足数は全役員の 3 分の 2 とし、議決数は出席役員の過半数とする。

役員会は通常の集合形式の会議形態に加えて、電話会議の形態でも実施する事が出来る。

第12条（役員選出）

会長および幹事は、会員の選挙によって選出される。

候補者が定員を超える場合、選挙は選択投票とし、最多得票者から順に定員数だけ役員選出される。

候補者が定員の最大数以下の場合、すなわち会長候補が 1 名、幹事候補が 6 名以上でかつ 8 名以下の場合、選挙は信任投票とし、信任票が不信任票を超えた候補者が役員として選出される。

役員会は、選挙の 1 ヶ月以上前に、会長および幹事の候補者を募集し、選挙の 2 週間以上前に、各会員に対して、候補者、投票期間および投票手段を通知する。

役員会が適正と判断する投票数が、全会員の過半数となった場合に、選挙は有効に成立するものとする。

会員の投票の方法および記録の保管・開示については、本規約第 8 条を準用する。

第 13 条 (ワークショップ)

本会では、技術およびそれを用いた利用事例等についての情報の交流を目的として、ワークショップを開催する。

ワークショップには、本会会員と、特に本会が招待する講演者のみが参加する事が出来る。

本会は会員資格を維持するための会費制を取らないため、ワークショップ開催時には会場費等の費用負担を参加会員が負担するためにワークショップ参加費を取る場合がある。

ワークショップの会計は、ワークショップ開催時もしくはその後に会員に対し報告され、残金が発生した場合、次回のワークショップの補助を目的として本会の会計に繰り入れられる。

第 14 条 (相互接続実験)

本会会員は、技術検証やビジネス性の評価などを目的として、相互接続実験の支援を行う場合がある。この場合、各相互接続実験は、その参加者による個別の相互接続実験契約を締結することにより実施する。

相互接続実験の内容や結果等の情報を他の会員に対して開示するか否かは、各相互接続実験の参加者の合意により決定することができる。

相互接続実験に必要な費用や稼働等は、相互接続実験契約に基づき実験参加者が用意する。

相互接続実験の支援は、本会会員が実験当事者に助言することにより行う。

第 15 条 (事務局)

本会では、ワークショップ準備、ホームページ運営、役員会案内等の事務処理を目的として、事務局を設ける。事務局は、担当会社のボランティア活動として運営するものとする。事務局の運営により発生する経費については、本会は負担しない。